

# 2023 年度事業活動報告

2024 年 6 月 21 日  
社会福祉法人協立いつくしみの会  
2024 年度 定時評議員会

## はじめに～ この間の情勢の特徴と 2023 年度の重点課題とふりかえり

### ① 情勢の特徴について

日本経済は、30 年以上にわたって低成長が続き、物価が上がらないデフレ傾向が続いていましたが、一昨年度からは、食品の値上げが続き、原油をはじめ資源や製品の価格、さらに物流コストも上昇するなど、あらゆる物価が高騰し続け、国民生活と事業経営を困難に追い込んでいます。

この原因は、ロシアのウクライナ侵攻、つづいてイスラエル・ガザ戦争などによる、資源や食料の供給不足という面が強調されていますが、根本的にはアベノミクスにより続けられてきた金融緩和による円安の影響からの大幅な物価高によるものです。

こうした状況が、医療や介護福祉事業にも大きく影響しています。国民生活にとって、こうした大きな打撃となる経済状況になっているにもかかわらず、岸田首相は、これまで以上にアメリカと大企業本位の優遇政策をすすめ、「戦争できる国づくり」に突き進んでいます。

具体的には、日本の防衛費(軍事費)を「5 年以内に GDP 比 2%以上にする」という目標を掲げて、その実現のための新たな国民負担となる増税をすすめていることです。

2023 年度、2024 年度に閣議決定した政府予算も、戦後の安全保障政策の大転換を掲げ、「専守防衛」を完全にながら捨てた「安保3文書」により、「集団的自衛権」「敵基地攻撃能力」のため、5年間で43兆円という大軍拡予算としています。このことは、日本をアメリカの中国に対する軍事戦略の最前線基地として、日本に大きな危険を作り出すものとなっており、重大な問題となっています。

今、国民は、コロナ危機の後遺症と、物価の高騰下で、くらしと営業が激しく脅かされているのです。今年の4月の消費者物価は前年同月比 2.5%増となり、消費税増税時を除けば 30 年ぶりの上昇となっています。とりわけ、食料品や水光熱費などの生活必需品が多くを占める「基礎的支出項目」の価格上昇は 4.8%に達しています。

生活必需品の支出割合が高い低所得者ほど、家計負担の増加率が高くなっています。企業物価指数は前年同月比 10.0%と過去 41 年間で最高の上昇となり、コスト増で経営を圧迫しています。これが価格に転嫁されれば、ますます消費者物価が上昇することになります。

家計や中小企業が苦しむ一方で、上場企業の今年の3月期決算は、連結決算の当期純利益が 42 兆円と、前期の 30 兆円から 38%も増えて、史上最高となっています。

国民には物価高をもたらした円安も、海外で活動する非課税・大企業には巨額の利益をもたらしているのです。

20年以上も続いてきた新自由主義の政治、とりわけ自公政権が9年間も続けてきた「アベノミクス」のもとで、賃金は上がらず、社会保障は削られ、大企業と富裕層ばかりが大儲けして、格差が拡大しつづけています。2度にわたる消費税増税と繰り返された大企業減税、温存された富裕層への大減税が、これに拍車をかけています。この6月からの「定額減税」を前に、「消費税減税こそ急げ」という声は日に日に高まっています。

こうした大企業への優遇税制を温存しつつ、自民党5派閥が大企業からの政治資金パーティーをめぐる政治資金収支報告書への過少・不記載をしていたこと、各派閥が所属議員に販売ノルマを超過して集めた分の収入を『裏金』として国会議員にキックバックする運用を、歴史的に組織的に続けてきたことが、赤旗しんぶんにもスクープされ発覚しました。

いま、政府、自民党は国民の怒りが頂点に達しているにもかかわらず、違法な裏金づくりの真相解明は最後まで拒みつづけ、抜け穴だらけの政治資金規制制度改悪案を「数の力」で押し通しました。

これは、国民を無視した、民主政治を破壊するとんでもない暴挙といえるものです。6月19日の参

院本会議では、自民党は公明、維新両党との「修正合意」で衆院を通過させた政治資金規正法改正案（自民案）を公明と強行成立させました。政治改革の核心である企業・団体献金禁止に一切手をつけずに温存します。

裏金の原資となった政治資金パーティー券購入は、「抜け道」を使った企業・団体献金に他なりません。衆院では6月20日の本会議で、自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けた立憲民主党提出の岸田内閣不信任決議案を自民、公明両党による反対多数で否決しました。

野党は裏金事件を批判し、一致して賛成しましたが、岸田首相は衆院を解散せず、通常国会は21日、会期末の23日を前に事実上閉幕することになりました。

国民生活のくらしと平和と社会保障を守っていく上で、次の選挙によって自民党といっしょに悪政を推進する勢力に審判を下す必要があります。

## ② 2023年度の重点課題のとりくみ

2023年度、理事会は、直面する情勢の特徴をふまえて、当法人の役割や重点方針を掲げて、事業活動をすすめました。2023年度の活動方針は次の5点を重点課題としてすすめてきました。

- ① 戦争できる国づくり、憲法改悪・9条25条解体路線や市場営利化に反対し、憲法をくらしに生かし、平和と人権を守るために行動すること。介護保険と介護報酬等の制度改定と処遇改善の一本化が準備されており、その改悪を阻止し、改善と充実を求める介護ウェブの運動を前進させるために行動すること。
- ② 新型コロナウイルス感染防止、感染症に強い施設・事業所づくりをすすめ、新たな医療との連携づくりをすすめること。
- ③ 人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくりを、法人全体ですすめ、各職種の育成指針作りと学習教育活動を推進すること。業務改善とサービスの質向上をはかり、職場づくりと後継者対策、多職種協働のとりくみを前進させること。
- ④ 制度・報酬改定に対するたたかいと対応、全職員参加の経営活動をすすめ、コロナ打撃からの回復と、自らの弱点の克服、医療・介護の連携を強化と、地域への事業内容のアピールや相談をすすめることを通じて、利用者数を引き上げて、経営構造の黒字化・安定化をはかること。  
そして、賃金・労働条件改善の展望を拓き、地域に貢献し、中期経営計画につなげていくこと。
- ⑤ 利用者リスク管理と、法令遵守にしっかり対応できる事業所の整備と対策をすすめること。

私たちは、直面している人材不足と厳しい経営という二つの困難の克服をめざし、重点課題にとりくみました。

## 1. くらし、憲法、平和、社会保障の運動について

### ① 国民生活を破壊する戦争する国づくり路線の大軍拡・大增税

政府は、軍拡と大企業優先の財政のために、国民のくらしと社会保障と教育予算の削減と破壊を続けています。

「全世代型の社会保障改革」路線を推し進めて、こども、子育て支援予算は増加させていますが、その財源は、国債とともに、生活保護、年金、高齢者医療、国民健康保険、農業や中小企業予算の削減によるものであり、国民負担増と社会保障の給付削減の制度改悪の政策の推進にひた走っています。

岸田内閣は、軍拡のための財源や原発の推進、入管法の改悪、マイナンバー改定法など、次々に一連の悪法を強行しましたが、どの問題でも、こうした悪法に反対する国民的運動が広がり、国会解散総選挙で国民の信を問えという声も大きくなっています。

また、この悪法成立に手を貸し、さらなる悪法に仕立てあげた維新の会や国民民主党にも批判が集まっています。こうした悪法推進の連合と、改憲勢力への厳しい審判を下し、国民の暮らしと平和、社会保障を守り、悪法を実施させない政党と国民との共闘、国民的運動の発展と連携が重要になっています。

## ② 介護保険制度・介護報酬改定等への対応と介護ウェブの運動

2022 年度、2023 年度は、介護保険制度の次期見直しに向けた政府内での審議が本格的に進められました。財界や財務省の圧力により、利用料の引き上げ(負担割合の原則 2 割化)やケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、利用者・事業者双方にさらなる困難を押しつける論点が示されて、2024 年度改定は「史上最悪の見直し」とも称されました。

こうした動きに対して、全日本民医連や 21 老福連を含む介護7団体をはじめ、全国的に学習と宣伝、署名活動、国会への請願行動によって、改悪案が見合わせや先送りされました。

このことは、私たちの運動の成果と考えますが、財務相・厚労省は、次の制度改悪について準備をすすめており、ひきつづき全国各地で活動と世論をひろげ、国や自治体に制度の改悪ではなく充実を求める運動を進めることが重要です。

2024 年 4 月改定の介護報酬は、改定の施行日は、医療(診療報酬改定)に関連するサービスは「2024 年 6 月」、それ以外のサービスは「2024 年 4 月」に実行されました。介護報酬全体の改定率は「1.59%」の引き上げ、内訳としては、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率が +0.61%となりました。改定率の外枠としての引き上げも決まっており、処遇改善加算の一本化や光熱水費の基準費用額増額による介護施設の増収を理由に、+ 0.45%が見込まれます。合計で「+2.04%」相当の引き上げといわれています。

しかし、コロナ感染症や物価高騰等による事業所の困難を打開するにはとても程遠いものとなっています。とくに、訪問介護に至っては、基本報酬が身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてにわたって ▲2%強の引き下げがはかられました。

この引き下げに対し、民医連をはじめ全国の訪問介護関係団体がいち早く抗議し、緊急の財政措置などをとって大幅引き上げを求める運動が始まっています。国会要請行動もすすめられており、介護に笑顔を!北海道連絡会も、アンケート調査などの行動をおこなっていく予定です。法人としても、こうした行動に合流して運動をすすめていく予定です。

ここ 5 年間で、訪問介護の事業所が廃止となったのは、全国で8648カ所と報じられています。在宅介護を支える訪問介護の事業所ゼロの町村が97もあるといわれています。つまり、高い介護保険料を納め続けていても、いざ在宅でも介護をうけたくても、その町村には事業所がないということです。他の市町村でも廃止が続いていますので、深刻な事態がつづいています。

2024 年度の報酬改定では、処遇改善についても改定されました。

そのポイントとしては、①処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の一本化、②経験技能ある職員、一般介護福祉職員、その他の職種間の配分ルールの撤廃、③職場環境要件の見直し、④月給配分比率の見直しでした。2 月からの新たな処遇改善の補助金の交付が始まり、介護職員 1 人当たり 6,000 円と流布されていましたが、パート介護職員や多職種への配布は含まれておらず、職員 1 人当たりの額面は大幅に低く抑えられます。

6月からは、これまでの処遇改善加算や特別加算、ベースアップ加算などが一本化されました。

全産業平均給与との比較では、月額約 7 万円の開きがある状態を改善していく上では、まったく不十分な水準です。また、6月は、訪問看護の診療報酬改定による看護師の処遇改善への対応もすすめます。

## ③ 当法人の憲法・平和・社会保障チームの奮闘

2023 年度は、センター及び事業所の運営の中に平和・社保運動が十分に位置づけられないことや運動の経験も少ないという反省のもとに、全役職者会議において、管理者集団に依拠し、憲法・平和・社会保障のチームをつくり、運動を組織、けん引していく仕組みづくりをすすめてきました。

平和チーム PEACE では、昨年春から活動を開始し、原水禁世界大会への職員の参加のため、各

事業所に財政期待目標も示して JB 実行委員会と共同して活動をすすめています。平和大行進がはじまり、厚別区内の行進には、5月18日の行進に17名が参加しています。

5月24日に平和学習会を組織して、自薦・他薦で代表派遣する職員を決めて、大会にむけた原水爆禁止条約への日本の参加を求める署名活動や財政活動をすすめています。

社保チーム QOLg は、自分たちで学習資料もつくり、介護改善署名は810筆集約され、国会に提出されています。訪問介護の介護報酬引き下げへの抗議と即時引き上げを求める全国的なとりくみに呼応して運動を進めていく予定です。

憲法チームは、ひきつづき学習ポスターの作成と張り出しをすすめ、憲法署名は500筆ほど集約しています。

政府、厚労省による次期介護保険制度改定の改悪案が再び検討されています。それに対する新たな行動提起と署名などの活動がすすめられてきます。

訪問介護については、今回の報酬改定で身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてで▲2%引き下げられ、この減額に対する抗議行動や大幅引き上げを求める運動がすすめられています。

ひきつづき、私たちも、介護に笑顔を！北海道連絡会に結集して、介護保険・介護報酬と職員処遇改善を求める介護ウェブの運動をすすめます。

この間、介護の未収金や住宅系サービスの住み替えなどの事例を通じて、高齢者の生活環境の悪化、年金の目減りや物価高騰に苦しむ生活実態、高くて払えない保険料や利用負担、生活困窮と後見人や相続問題、認知症と経済的背景から虐待に発展していくなど、介護だけでは解決できないさまざまな問題が発生しています。高齢者の一人暮らしや老々世帯も増え、家庭介護力がますます低下する中で、身元引受人の位置づけや生活保護制度の利用が必要な事例も発生してきています。社会保障制度や減免制度の活用、行政への働きかけの重要性が増しています。

こうした中で、「高齢者等終身サポート」事業として民間サービス事業者が参入してきています。

この事業には、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保して、事業の健全な発展を推進して、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要であるとして、政府もガイドラインを発出しています。

利用者の人権や尊厳を守りつつ、こうした業者との対応や連携も視野に入れて検討をしていかなければならない状況になってきています。

職員集団としても、介護保険制度にとどまらず、社会保障制度の取り扱いなどの学習もすすめ、地域の中での相談活動やさまざまなつながりの中で、制度につなげ、寄り添って対応していく必要があります。

また、札幌市では敬老パス制度の改変を打ち出しています。最大1万7千円の自己負担で地下鉄やバスに7万円分乗れる現行の制度から、歩いた数などに応じてポイントが付与され、最大2万円にまで減額される新制度への変更です。これに対し、敬老パスを使っている70歳以上の高齢者らによる「敬老パスを守る連絡会」は制度の変更を「改悪」だとして2月、現行制度の存続を求め、署名活動を始めています。私たちも、こうした制度改定についての理解とともに高齢者や障害者の足を守る運動として署名活動などへの協力をすすめています。

「生活保護基準を2012年水準に戻し、物価高騰に見合う引き上げを求める」署名をすすめられています。2012年(平成24年)以降、生活保護基準を変更し、不正受給への厳格な対処、生活扶助や医療扶助(無償医療)の給付水準の適正化、生活保護受給世帯における就労促進、支援制度の構築、および「正当な理由なく就労しない者」に対する厳格な対処をめざすとして社会保障改革推進法が成立しており、それにともない、生活保護基準が引き下げられました。こうした状況の中で、札幌市厚別区をスタート地にして全国各地での新・人権裁判がはじまり、原告の訴えを認めている状況から、一刻も早く緊急対策を要請していくという運動です。私たちも、署名や要請行動に協力協同していきます。

## 2. 新型コロナウイルス感染防止と対策について

私たちは2019年度末より、かつて経験したことがない、新型コロナウイルス感染拡大、とくにオミクロン株の出現による深刻な影響を受けてきました。とくに、2021年の5月後半から7月後半まで

に特養をはじめ事業所でのクラスター発生により、甚大な被害をうけました。

全国的にも、医療機関の逼迫が深刻となり、保健所機能も追いつかず、高齢者施設のクラスター発生件数、死亡者数も増加し、救急搬送困難事例も急増しました。しかし、政府の対応は、遅々としてすすまず、迅速な対策をすすめるごころか、介護事業への支援補助金の対象も金額も大幅に縮小させていく始末でした。また、自治体の独自の施策もまったくありませんでした。

政府に対する、医療体制の確保と強化、介護施設や事業所への支援策、検査の拡充など高齢者をはじめ国民の命を守るための対策をすすめるよう要請を重ねてきましたが、まったくといっていいほど動きませんでした。

こうしたことにより、とくに介護福祉事業者の減収・損失はかつてない規模に達し、政府が実施している財政支援ではとてもカバーしきれない事態に陥りました。

2020年より、当法人でも福祉医療機構による新型コロナ経営対策融資を活用していますが、その返済もすでに始まっており、経営困難を打開するにはとても厳しい事態が続きました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類は、23年の5月8日に、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。5類移行までに国内で累計約3383万人が感染し、約7万人が死亡したといわれています。感染者の全数把握も終了したことで、ひとつの区切りを迎えたかのようにみえましたが、ウイルスは消滅してはならず、感染者数は大きな波を繰り返しています。

2022年度は、当法人の施設・事業所での感染状況については、小規模な感染の発生はありつつも、クラスターを回避し続けることができましたが、2023年度末にはコロナ感染による少なくない影響も出ました。なんとか、こうした状況を年度内に収束させ、2024年度を迎えることができました。

このことは、感染防止対策をすすめつつ、これまでの被害と困難からの回復と再建のために全職員が奮闘してきた結果であり、地域の方々、利用者と家族の皆さんの理解と協力によって支えられてきたものです。5類への移行によって、国による医療への公費の投入もされなくなり、補助も減少・消滅したために、治療薬も開発され使用されましたが、国民の医療費の負担も増大しており、かかりたくてもかかれない医療の実態が深刻化しています。

### 3.人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくり等の取り組みについて

#### ① 地域活動、事業所活動の再開状況について

地域活動も、徐々に回復しつつあります。介護予防センターでは、地域での健康教室や介護予防のすこやか倶楽部や自主的な取り組みが再開されています。今後の地域福祉の推進や社福法人としての地域貢献のあり方、まちづくりの課題について検討をすすめています。地域密着型サービスの地域運営推進会議も再開しています。

特養かりぷでは、札幌市の認証認知症café・かりぷカフェ(えみな食堂)も定員限定ですが3年ぶり開催され、8月から回を重ねてきています。2024年度も計画的に実施していきます。

特養の家族会は、利用者が要介護の重度の方の受け入れがほとんどとなり、家族の高齢化もすすみ、組織的な存続が困難となったため、正式に解散し、これまでの会としての財政を法人に寄付をしていただきました。これまでの家族会の取り組みについては、家族交流会として再開・継続していくこととしました。

社会福祉法人楡の会の児童デイサービスより、生活支援ハウスとデイサービスかりぷに入居者と利用者との交流を兼ねた七夕の会を8月8日13時15分より30分で行いたい旨の申し入れがあり開催しています。

施設向かいの社会福祉法人光華園 認定こども園札幌わんぱく館の園児の収穫祭のお神輿行列や野菜畑の提供の協力も再開することができ、園児からもかわいいお礼状がとどいています。

8月27日にNPO法人まるっとSがまちづくりの一環として位置付けている夏まつりへの協賛と企画の持ち込みについての依頼があり、夏まつりへの参加の呼びかけと介護予防センターの介護予防教室や介護相談などをブースを設置しておこないました。スペース希望にも参加いただきました。

また、地元町内会から申し入れがあった厚別区民まつりについても法人として協賛し、広告を出す

こととしています。

3月22日23日には、「一般社団法人新さっぽろエリアマネジメント」(新札幌駅周辺の再開発をすすめたダイワハウスのグループ)が主催する「新さっぽろ健康フェス」に、区役所を通じて介護予防センターのブース参加の要請を受けて参加しています。認知症の簡易チェックシステムなどを持ち込み、介護予防・認知症予防のご当地体操を参加者とともにとりくみ盛況でした。

支援ハウスえみなの入所者を中心としたえみなサロンやお達者クラブも再開しています。

高齢者の交通事故防止や、オレオレ詐欺防止のために、厚別警察署から講師派遣をうけて、お達者クラブとして入居者への学習会などが行われています。

ヘルパー事業所では、介護保険では利用できない保険外のサービスを安価に提供できるように新しい生活支援事業「でんでん」を8月から開始しています。

デイサービスもみじの家や上野幌センターでは地域密着型サービスの運営推進会議を再開しています。デイサービスもみじの家では、認知症予防と進行防止に特化した枠をもうけ、札幌学院大学教授からの指導援助もいただき、新年度よりデイサービスの水曜日1枠を「もみじの和」と名づけて、利用者の受け入れを開始しています。友の会新聞にも掲載され、徐々に利用者が増えています。

訪問看護では、利用者の要求や実態をふまえて、訪問看護のリハビリを7月から開始し、利用者枠を確保しつつあります。

## ② 人材確保と育成、民医連運動の次代の担い手づくり

人材育成の課題では、ひきつづき毎月定例での法人共通研修と管理者研修について、年間計画を立て実施しました。

法人共通研修は、毎月のテーマに決めて、管理者、各種委員会が講師と学習資料を準備して、管理者集団で学習し、それを職場でのスタッフに伝達講習をするという形ですめています。

テーマは、感染予防、リスクマネジメント、倫理～不適切ケア・高齢者虐待・身体拘束、認知症、疾患、権利擁護、ハラスメント対策などです。

管理者研修では、指定人員基準の用語の理解や常勤換算表の作成などの学習と演習でした。新年度からは、経営活動と管理についての学習を進めていく予定です。

職種ごとの育成指針づくりをすすめ、ほぼ完成に向かっています。また、管理者が実施する法人の新入職員オリエンテーション資料も作成し、活用しています。年度を通じて、次代の担い手づくりを意識して、育成や活動にとりくみました。

ケアマネジャーについては、新人育成ができるように指針作りや、管理者を中心にICFやケアプランづくりの学習を積み重ねています。ケアマネ受験対策講座や模試も4月から継続して行ない、受講者は5名でした。10月8日の試験には7名が受験し、合格者は3名でした。

新年度より、介護職員の法定研修や技術研修をすすめるにあたり、オンデマンド方式の教育システムも取り入れることを検討し、新年度から開始します。

12月10日に第14回かりぷ学会を開催しました。今回のテーマは、「かりぷの強み～もうひとつの連携～」でした。大きなテーマとしては、①今後の世代交代をみすえた職員育成としての「同じ職種間での取り組み」報告を各職種の対策会議から、②地域に根ざした法人として存続し続けるために、「通所系」や「入所系」のサービス別に集まり、今後の連携のためにお互いの特色を知り、生かす取り組みについての報告、③介護予防センターでの取り組みと今後の地域福祉の推進についてなど、法人内の事業所や取り組みについて学びあう機会として位置付けました。

昨年度、事業所間連携をテーマに、各センター内での連携と事業所連携、法人内のサービスを利用した事例報告がされましたが、今年度も「続・連携」としました。今年度すすめてきた各職種別の対策会議、各種委員会での育成や事業者間連携のとりくみの到達点についても発表しています。

演題として6演題発表しました。①ケアワーカー対策会議からは「仲間とともに自立に向けた歩み～自分達の事を自分達で考える～」、②看護師対策会議からは「かりぷの看護師として～大切にしていきたいこと～」、③ケアマネジャー対策会議からは「ケアマネ対策会議のあゆみとこれから」が発表されました。

いずれも、それぞれの職種の集団づくりと育成を念頭に、職種集団自身が自らの職種の役割や課題、次代の担い手を育成していく指針づくりをすすめている経過と到達点についてです。

また、④介護予防センター厚別中央・青葉からは「介護予防センターの強み～地域との連携～」として、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担い、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援、今後地域との連携を強めて地域福祉にどう貢献していくのか、⑤「生活をつなぐための取り組み」として、入所・入居連携会議からの報告、⑥「3DAY ACTION ～3つのデイがある意味を考える～」として、通所介護運営会議から発表されました。

## 4.2023年度の事業計画の執行について

2023年度の事業計画としては、センター・事業所の管理運営の強化と各職種の集団づくりと育成、職場づくり、チームづくりをすすめ、ケアの質の向上と業務改善を図り、事業内容を事業所間で相互に理解し合い、顔の見える連携づくりを重視してすすめました。

とくに、全ケアマネ会議を皮切りに、ケアマネ集団づくりとあわせて、居宅介護支援事業所と訪問看護、訪問介護、通所介護との連携づくりをすすめました。

施設と設備の老朽化がすすみ、施設の修繕と設備故障の対応、ガス管の修復と入れ替えなどが緊急に実施されています。積極的な設備投資としては、一昨年からの課題として、特養へのICT補助金を活用した申請が承認され、「眠リスクャン・見守りベッド」及び介護保険システムほのぼのNEXTの「タブレット」導入、施設内の「Wi-Fi工事」を含め導入しています。7月に補助金の諸手続きをすすめました。

介護職員の処遇改善については、新たな改善交付金とその後のベースアップ加算の導入もあり、新たな処遇改善とあわせて、職員への説明と手当等の支給をすすめました。

職員対象のケアマネ受験対策は継続しておこなわれました。今後のケアマネの後継者づくりとして欠かせない対策です。ケアマネは、長い間は処遇改善加算の対象外とされ、担い手不足がつづいていること、処遇改善が課題であったことから、2023年度より資格手当など法人独自の処遇改善をすすめることとしました。

特養の調理部門については、調理員の体制の困難さから、セントラル・キッチン方式を導入し、ひきつづき業務改善をすすめつつ、調理内容の標準化をはかり、調理員の正職員化をすすめてきました。

管理者研修については、管理運営会議に合わせ法人共通研修とともに計画的に実施することができました。

管理運営の機構としては、引き続き機関決定の場として管理運営会議とセンター運営会議を隔週に開催し、年間共通研修計画に沿って管理者学習と職場学習を組織しています。

各職種の育成と後継者づくりについては、職種別委員会や職種別対策会議で、人事政策や育成指針づくりを開始することとしました。

また、事業別の運営会議と特定の事業所への経営対策会議、各種委員会の再編成もおこない、目的と課題を明確にしてすすめています。

人事配置については、対策会議での検討も経て、次代の事業所管理者養成と、2024年度の制度と報酬の大改定への対応のため、2023年度のうちに確定し、2024年度の準備と予算などの検討をすすめてきました。

法令遵守については、全事業所を対象にした内部点検を実施しました。この間の事業所管理者への指定基準の理解を促進するために、管理運営会議の管理者研修に位置づけ、管理者自身の講師で学習を位置づけています。

今年度は、もみじ台センターのショートステイメイプルハウス(介護)、デイサービスもみじの家、居宅介護支援メイプルかりが、ヘルパーSTかえでの指定更新をうけています。

障がい者福祉サービスの集団指導については、2月に実施され、ヘルパーSTかえでが参加しています。

2021年度の運営基準の改正により、各施設・事業所での虐待防止の指針の作成と委員会の設置や整備が義務付けられたため、法人としても虐待防止について継続的な学習をすすめてきており、委員会の設置とともに指針の作成、施設・事業所での体制等の整備を図ってきています。委員会を開催し、虐待・虐待が疑わしいケースをとりあげ、行政や地域包括支援センターと連絡・相談をすすめつつ、

問題の解決と利用者・家族への支援を進めてきています。

介護事故対応などのリスクマネジメントの対応についても、リスクマネジメント委員会での救急措置の対応や学習、法人本部と管理運営会議での札幌市への介護事故報告内容の確認、苦情解決・第三者委員会の開催もすすめています。

災害時の対策や、感染対策の上でも、BCP(事業継続計画)の策定すすめました。新年度には、各事業所での訓練などをすすめます。

各センターの運営についても、隔週で運営会議を開催し、年度方針の目標達成に向けてのとりくみと、事業所の営業・宣伝・広告資料の作成や経営対策、センター内の連携などをすすめています。

## 5.2023 年度の経営活動、決算報告（法人全体の概要）

2023 年度決算は、事業活動収支差額で 53 万円の黒字決算となりました。

年度決算で、黒字となったのは 2014 年度以来の 9 期ぶりのことです。

この間、2014 年 4 月に消費税が 5%から 8%に増税され、2019 年 10 月から 8%から 10%(軽減税率 8%)に引き上がった影響は色濃く残っております。

根本的には、2015 年度の介護報酬大改悪以降、2018 年度の改定でも大きなマイナスはとりもどすことができず赤字で推移し、2021 年度には新型コロナウイルス感染症のクラスターによる経営危機がありました。

2023 年度に黒字決算とできたことは、昨年度から約1,500万円の大幅な収益増の回復が図られた点であり、コロナ難から脱して、施設・事業所の機能をフルに利用してもらおうという全職員の大奮闘の1年だったと評価しています。

一方で、予算との比較では 2,080 万円下回るという厳しい結果であり、特にサービス活動増減差額ではマイナスであったことなど、経営改善の途上であることも認識しなければなりません。

2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症は感染症法上第5類へと移行されましたが、介護現場での日常の感染対策や感染発生時の対応は引き続きおこなわれているにもかかわらず、感染対策補助金の枠組みは縮小されています。

また、円安などの影響からの大幅な物価高は継続しており、経営環境をさらに悪化させています。この物価高による費用増は 1000 万円以上にもなり、この費用増がなければ、決算結果はさらに改善できていたと考えています。

2023 年度は職員の感染対策の徹底などの奮闘により大規模なクラスターは抑えることができましたが、小規模な感染は年間で数件の発生があり、一時的なサービス休止や縮小、利用者の受け入れ停止などの対応による収益減少もまだ残っていました。

施設や短期入所、通所介護など利用者が多く集まる事業所では小規模な感染発生でも通常の再開と利用者数の回復までは、一定の期間を要します。感染が収益減少に与える影響は極めて大きいものがありました。

また、この数年間の引き続く課題である利用者確保・収益確保については、法人内の複数の事業所や職種間の連携会議などの成果により、いくつかの事業所では予算達成の前進がありました。未だ多くの事業所がコロナ禍での利用控えの影響などから利用者確保が進まず予算の収益を達成できていない状況も続きました。

今後、さらに進む地域の少子高齢化、人口減の中で、地域の方々の困難にもよりそって、介護だけではおさまらない様々な悩み事にも応えつつ、地域福祉の貢献していくことが求められています。

人材確保と育成とともに、全職員参加と、たたかいと対応の経営活動を推進していくことが重要課題です。コロナ支援融資の返済もつづきます。中長期の経営対策と計画も定めて、盤石な経営基盤づくりをすすめていきます。

(※詳細については別途決算報告書を参照下さい。)



## 6.中期経営計画の到達点と今後について

中期経営計画の目標は、①地域分析、②その分析に基づく地域戦略・事業戦略づくりと、まちづくりへの貢献、③次代の担い手としての人材確保と育成を確実にすすめて、④ケアの質の向上と制度利用の拡大、選ばれる事業所として努力することなどを活動の柱にして、次期の事業展開が可能な資金を確保することと位置づけてきています。

とりわけ、次代を担う人材の育成の課題は、ここでも最重要視していく必要があり、人材確保と処遇改善をすすめ、管理運営と経営活動をすすめていくことが必要です。

この間、コロナ禍での大幅な収益源に対応して福祉医療機構の新型コロナ感染対策支援融資制度を活用しました。この返済計画を含めて、あらたな中長期計画の検討を開始することとします。

したがって、当面のとりくみとしては、感染防止対策をひきつづきすすめつつ、これまでの事業と活動の再構築と、特養と拠点のリニューアルや修繕計画も視野に、そのための資金確保できる経営構造づくりもすすめる必要があります。地域状況や法人の主体的力量もふまえて、今後の事業転換のあり方についても検討をすすめます。

以上